

# 平針北シルバー親睦会会則

## 第1条 名称

1. 本会は平針北シルバー親睦会と称し親睦会を第一と第二に分けて運営する。  
所在地は会長宅とする。

## 第2条 目的

1. 本会は会員相互の親睦を図ると共に、地域社会の福祉を高め、色々な活動に楽しんで参加し、その活動を通じて友好や教養を高め、社会の一員としての自信を持ち、心身共に健康な生活をする事を目的とする。

## 第3条 活動

本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

会員の教養の向上及び健康の増進活動

1. 地域社会との交流と奉仕活動
2. 次世代との交流を深め、シニヤが持つ知恵や知識を後世に繋ぐ活動
3. その他レクリエーション活動
  - ・研修、旅行、講演会、趣味、娯楽の会、食事会、スポーツ、カラオケ等
  - ・グランドゴルフ等
1. 活動は平針北シルバー親睦会の第一と第二が共同で行う。

## 第4条 会員

1. 本会は、平針北学区内居住者で、本会の目的に賛同、共感し、共に手を携えて活動をしようとする者を会員とする。  
60歳以上の者を以て構成するが、本会に賛同して戴ける方であれば60歳未満であっても入会することが出来る。
2. 本会への入会及び脱退は自由であるが、入会、脱退時には会長宛に届出をもって、入、退会とする。
3. 会員は、本会の目的が実現される様に努め、会員相互の友好を壊す事があってはならない。
4. 平針の北学区外の居住者が当親睦会に入会を希望する者は役員会に図り決める。

## 第5条 役員

本会には次の役員を置くことが出来る。(第一、第二含め)

- |        |    |
|--------|----|
| 1. 会長  | 2名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 会計  | 2名 |
| 4. 書記  | 2名 |
| 5. 監査  | 2名 |
| 6. 組長  | 7名 |

本会に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の決定により会長が委嘱する。

- ・会長は、本会を代表して会を統括する。
- ・副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は会長の代理をする。

## 第6条 役員を選出

1. 前項に定める役員の内、会長、副会長、会計については役員会に於いて内定し、総会にてこれを決定する。
2. その他の役員については、会長が指名し、総会に於いてこれを決定する。

2. 組長等に於いては各組の推薦により会長が指名し、総会に於いて決定する。
3. 欠員、補充役員の選出について
  - ・役員に欠員が生じた時は停滞なく補充する。
  - ・会長、副会長並びに会計については、本条第1項に準じて、臨時総会を開催して決める。
  - ・組長については、各組の互選により決める。

#### 第7条 役員の任期

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
但し、補充役員の任期は前任者の残り期間とする。

#### 第8条 会議

1. 本会の会議は、総会及び役員会とする。
2. 総会は本会の最高の議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。

#### 第9条 総会

1. 定期総会は、年1回開催し、会長が招集する。また、議長は総会で選出する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または会員の3分の2以上の要求があった場合、会長がこれを招集する。
3. 定期総会は、会員の3分の2（委任状含む）の出席を以て成立し、議決は多数決を以て承認する。
4. 定期総会に付する事項は次の通りとする。
  - ・前年度の事業報告の承認
  - ・前年度の決算報告及び会計監査報告の承認
  - ・本年度の事業計画の審議並びに承認
  - ・本年度の予算審議並びに承認
  - ・役員の選出、承認、または任免
  - ・会則の改廃
  - ・その他重要な事項

#### 第10条 役員会

1. 役員会は、毎月1回会長が招集し開催する。
2. 役員会は、第4条の役員で構成し、3分の2以上の出席を以て成立する。
3. 役員会は、会務の運営、総会の付託事項等で会長が必要と認めた事項について協議し、処理を行う。
4. 会長は緊急事項があるときは、三役を招集して臨時役員会を開催することが出来る。  
三役とは会長、副会長、会計を言う。

#### 第11条 会計

1. 本会の運営は、会費、寄付金、補助金、助成金などを以てあたる。
2. 会費は、1ヶ月100円とし、1ヶ年1,200円とする。
3. 会費は、4月と10月に徴収する。集金は各組長があたる。
4. 中途入会者は月割とする。尚、既納の会費は返却しない。

#### 第12条 会計年度

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

#### 第13条 禁止事項

1. 会員は本会に政治的、宗教的、営利目的の活動を持ち込んで서는ならない。

#### 第14条 会員の資格停止

1. 会員が本会の規則に違反、その他、相応しく無い行為が認められた時は、役員会詮議の上、過半数の同意により会員資格を取消すことが出来る。

#### 第15条 慶弔規定

本会の慶弔規定を次の様に定める。

1. 寿賀の祝い（米寿88歳、白寿99歳） 5,000円（但し、入会3年以上の人）
2. 会員の死亡 5,000円（但し、入会3年以上の人）
3. その他、慶事、災害、疾病による見舞金については役員会で協議し決める。

#### 第16条 細則

1. 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、役員会の詮議を経て、総会で決定する。
2. 本会則の改定の必要が乗じた時、役員会で詮議上、総会の決議によって改定される。

#### 第17条 施行

この会則の施行は下記の通りとする。

平成12年3月26日 施行

平成27年4月21日 見直し、改定